

条例議案の概要

議第241号議案 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）一部改正に伴い、省令により定められていた指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について、条例で定めるもの。

2 概 要

(1) 対象となる通所支援

① 児童発達支援（指定状況 30（H24.10.1現在。以下同じ））

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

② 医療型児童発達支援（指定状況 0）

肢体不自由があり、理学療法の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

③ 福祉型児童発達支援センター（指定状況 3）

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うほか、地域の障害児等についての相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。

④ 医療型児童発達支援センター（指定状況 0）

肢体不自由があり、理学療法の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うほか、地域の障害児等についての相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。

⑤ 放課後等デイサービス（指定状況 37）

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児へ、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

⑥ 保育所等訪問支援（指定状況 4）

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

（2）人員、設備及び運営の基準

- ・一般原則、基本方針
- ・人員に関する基準（指導員又は保育士、児童発達支援管理責任者、管理者等）
- ・設備に関する基準（指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場、医務室、相談室、調理室、便所等）
- ・運営に関する基準（提供拒否の禁止、基本取扱方針、非常災害対策、身体拘束等の禁止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持義務、利益供与等の禁止、苦情の処理、事故発生時の対応、暴力団員等の排除）
【細目的事項、専門技術的事項等については、規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ①暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ②非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準への上乗せ）

（3）施行期日

平成25年4月1日

（4）その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定